

平成 18 年 5 月 19 日に公布された改正道路運送車両法等の概要
(自動車整備関連)

「道路運送法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 40 号）」による改正

1. 道路運送車両法関係

1) 二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長（公布日から 1 年以内に施行）

二輪の小型自動車について、初めて交付を受ける自動車検査証の有効期間が二年から三年に延長となりました。（第 61 条関係）

2) 整備命令のための報告徴収及び立入検査（公布日から施行）

不正な二次架装等の問題に対応するため、自動車の使用者に対する整備命令等のために必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し等を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所等に立入検査を行わせることができることとなりました。（第 54 条の 3 関係）

3) 整備に伴う再封印業務等（公布日から 1 年以内に施行）

自動車登録番号の通知を受け、自動車登録番号標が交付された場合の封印の取付けについて、離島の市町村の長も行えることとなるとともに、自動車登録番号標又は封印が滅失、き損した場合等の封印の取付けについて、封印取付受託者も行えることとなりました。（第 11 条関係）

「道路運送車両法施行規則及び独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 66 号）」による改正

2. 道路運送車両法施行規則関係

1) 自動車検査証の記載事項（平成 18 年 8 月 1 日施行）

燃料タンクに係る不正な二次架装等を防止するため、自動車検査証の記載事項に「燃料タンクの個数及びそれぞれの容量」を追加しました。（第 35 条の 3 関係）

2) 自動車分解整備事業者の遵守事項の追加（公布日から施行）

自動車分解整備事業者の遵守事項として「他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと」を追加しました。（第 62 条の 2 の 2 関係）

3) 自動車分解整備事業場に備えるべき作業機械の見直し（公布日から施行）

ただし既存事業者には 2 年間の猶予期間

ドエル・テストの設置を不要としました。また、大型特殊自動車及び二輪自動車の整備を行う事業場においても、排出ガス測定器を設置すべきこととしました。（第 57 条及び別表第 5 関係）